



第57回 社長の右腕セミナー

会社を守る就業規則の作り方



2021年4月1日より中小企業も同一労働同一賃金の対応が始まります。

10月に最高裁の判断が示されました。

最高裁判決の解説を行うと共に、企業として同一労働同一賃金の対応について、賞与、退職金、家族手当など正社員と有期契約社員との間での違いを設けることの違法・適法性について具体的に説明します。

具体的に説明します。

第1章 同一労働 同一賃金の対応方法

- 1 最高裁判決のポイントとその影響
- 2 均等待遇・均衡待遇の基本構造
- 3 相違の内容及び理由の説明義務
- 4 不合理の判断基準
- 5 不合理と判断された場合の対応
- 6 職務内容の相違の「可視化」をする
- 7 正社員登用制度の創設と運用
- 8 基本給・賞与・退職金・各種手当の合理・不合理性の検証
- 9 就業規則危険度チェック

第2章 強い会社は良い採用から

- 1 採用・不採用は企業の自由です
- 2 真実告知義務ってなに？
- 3 面接時に確認すべき4つのポイント
- 4 失敗しない採用の仕組みをつくろう
- 5 試用期間の上手な活用法

全体のまとめ 今後の動向

安定経営と社員の雇用を守る

◎備えあれば憂いなし ×後悔先に立たず
予防を重視した労務管理をお勧めします。

裏面もご覧ください



- 2月3日 (水) 13:30~15:30会場：ミラージュホール 102号室
- 2月5日 (金) 13:30~15:30会場：黒部市民会館 203号室
- 2月9日 (火) 13:30~15:30会場：高周波文化ホール 第1研修室
- 2月10日 (水) 13:30~15:30会場：砺波市文化会館 農事研修室
- 2月17日 (水) 13:30~15:30会場：富山県民共済センターサンフォルテ 305号室
- 2月19日 (金) 13:30~15:30会場：高岡商工会議所会議室 506号室
- 2月25日 (木) 13:30~15:30会場：富山県民共済センターサンフォルテ 305号室

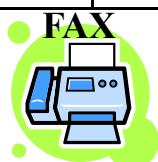
※おすすめ：社長+実務担当者と一緒に参加されることをお勧めします。☆一般社員のみ参加はお断り致します。

※参加費：1社 10,000円 3名様まで参加可能、追加料金は発生しません ☆当社顧問企業様は無料です。

※参加人数：各会場10社まで素早い意思決定をされた方

会社を守る就業規則の作り方 ●参加日 2月 日に参加します。

御社名		TEL	FAX
御氏名		役職	
御氏名		役職	
御氏名		役職	



FAX 0765-33-5150

申込締切
1月29日まで

お問い合わせTEL：0765-33-5151
黒部市荻生5297番地





【労務問題予防】 出張！セミナーのご案内

＜おすすめポイント＞

- ① セミナーへ参加したいが **日程が合わない**。
- ② 管理職も複数参加させたいが **費用が高くなる**。
- ③ セミナー会場では他の人も多く **質問しづらい**。
- ④ **2時間**のセミナーは長く感じる…。
- ⑤ セミナー会場まで**遠い**。

*講師が御社へ行きます！



＜会議の時間を有効に使いませんか＞

- ① ご都合のよろしい日時に ② 社内で ③ **1時間**で
- ④ 社長も管理職も全員参加の勉強会をやりましょう！

テーマ：会社を守る就業規則の作り方

1.労働トラブルを予防する

- 働き方改革 法改正と注意点
- 残業時間の上限規制について
- 有給休暇の強制付与について
- 同一労働 同一賃金について

2.失敗しない採用の仕組みを作る

- 面接で問題社員を見抜く質問
- 試用期間を有効活用する方法
- 労働契約書を有効活用する方法

3.問題社員の対応方法

- 「解雇」は危険！労働トラブル多数！
- 無断欠勤者への対応方法
- 横領事件や逮捕者への対応方法

4.労働時間の管理方法で予防する

- 未払残業代請求は労働トラブル第1位！
- 定額残業代制度を適法にする方法
- ダラダラ残業の抑止・管理方法

裏面もご覧ください



※参加対象者：社長・役員・管理職など御社で選定してください *御社の社員のみとします。

※勉強会時間：1 時間 *短時間がポイントです！

※費用：1万円(税込) *何人参加しても費用は同じです！ *資料は用意します。

会社を守る就業規則の作り方 申込書 ※日程は調整して連絡します

第1希望 月 日 時間 : 第2希望 月 日 時間 :

御社名		TEL	
所在地		FAX	
御担当者		役職	



FAX 0765-33-5150

申込締切
2月28日まで

お問い合わせTEL : 0765-33-5151
黒部市荻生5297番地



日本労務センター



受付